

表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び 車いす付属品	○日常的に歩行が困難な者	◀基本調査1-7 ◀「3. できない」
	○日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	○日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	○日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	◀基本調査1-3 「3. できない」
認知症老人徘徊感 知機器	○意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は基本調査3-2~3-7のいずれか「2. できない」又は基本調査3-8~4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	○移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	○日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	○移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査結果2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	○生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
自動排泄処理装置	○排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	○移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※主治医等からの情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが必要だと判断する場合、蕨市に確認せず貸与可能(書類の提出不要)。